

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料の納付義務者は、**被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主**です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を使用しての納付、スマートフォンアプリでの納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

令和5年度分の保険料は

月額 **16,520円**

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。



国民年金保険料の前払い(前納)をお勧めします！

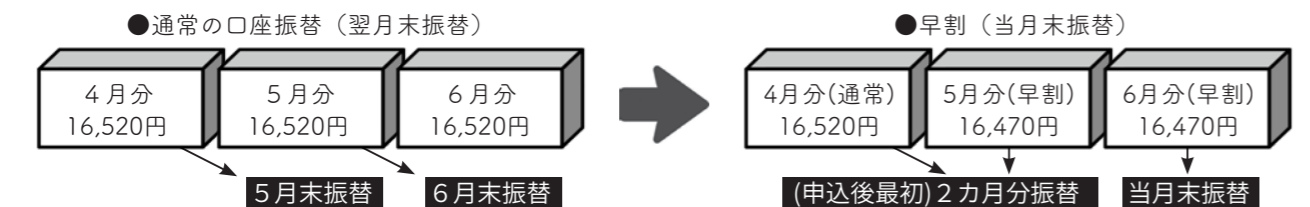
国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)することができます。まとめて前払いすると割引が適用されるためお得です。前納用の納付書がお手元がない場合は専用の納付書を発行する必要がありますので、旭川年金事務所にお問い合わせください。

前納の種類		2年前納	1年前納	6カ月前納	当月末振替(早割)	毎月納付
1回当たりの納付額	納付書払い クレジットカード払い	387,170円	194,720円	98,310円	—	16,520円
	口座振替	385,900円	194,090円	97,990円	16,470円	16,520円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	14,830円	3,520円	810円	—	—
	口座払い	16,100円	4,150円	1,130円	50円	—

※留意点

①1回当たりの納付額は令和5年度の金額です。②割引額は納付書により毎月納付した場合と比較した額です。

【例：5月分から早割適用の場合】



※早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(50円引き)の1カ月分になります。

国民年金保険料免除制度のご案内

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和5年度分の免除等の受け付けは令和5年7月1日から開始され、7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所または役場住民課戸籍担当までご相談ください。

☎ 旭川年金事務所 ☎ 0166-25-5606 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

勤労者のための 貸付金制度のご案内



占冠村では、村内で働く勤労者および季節的に雇用される方(季節労働者)の生活の安定を図るため、生活資金・教育資金の貸し付けを行っています。

【取扱金融機関】

北海道労働金庫 富良野支店

☎ 23-6000

勤労者生活資金貸付金

区分	生活資金	教育資金
対象者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 村内の事業所等に勤務している方 (3) 現在の事業所等に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方	
貸付限度額	100万円	300万円
貸付利率	年利2.81%	年利2.39%
償還期間	7年以内	10年以内
償還方法	原則として月賦均等償還	
信用保証等	信用保証、担保その他の貸付条件は、取扱金融機関の定めによります。	
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、所定の貸付利率および信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。	
申込先	北海道労働金庫 富良野支店	

季節労働者生活資金貸付金

区分	生活資金	教育資金
対象者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 就労する意思はあるが当面就労する機会がない方 (3) 貸付金の償還能力があると認められる方	
貸付限度額	30万円(1世帯を原則とする)	
貸付利率	年利3.31%	年利2.81%
償還期間	11カ月以内	
償還方法	一括償還または月割償還(1~5カ月までは償還の据え置きが可能)	
保証人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。	
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。	
申込先	役場企画商工課商工観光担当	

☎ 企画商工課商工観光担当 ☎ 56-2124